

昭和五十五年四月
飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報(四)

藤原宮出土木簡
(四)

奈良国立文化財研究所



(2:3, ただし上段右から2点目は1:2)



この概報にはさきに公刊した「藤原宮出土木簡(三)」(昭和54年3月)以後、藤原宮の調査で出土した木簡について、その主要なものを収録した。

一、木簡出土の地点と状況

第七次調査(6AJA・6AJB区)

昭和54年9月～55年3月
本調査は藤原宮東面北門を中心とする地区で行ない、約二二〇〇㎡を発掘した。調査区は昨年度行なった第24次調査の北に接する。

検出した遺構は古墳時代から平安時代にまで及ぶが、藤原宮期の主要な遺構は、宮東面北門S B200・宮東面大垣SA175・外濠SD170・内濠SD230などである。木簡はSD170・SD230から総点数八八〇点が出土した。

SD170は東面大垣SA175の東約二〇mを北流する素掘りの南北溝で、宮東面外濠に当る。幅約五・五m、深さ一・二mで、全長約五〇mを検出した。堆積土は四層に分れる。第一・二層は埋めたてた土で、第一層から少量の土器、第二層から多量の瓦が出土した。第三・四層は水流によって

堆積した土層で、木簡はこの第三・四層から瓦・土器・木片とともに八七八点出土した。

SD170はこれまで六個所の調査で検出し、そのうち四個所で総計四四〇点余の木簡が出土している(奈良県教育委員会「藤原宮」、奈良国立文化財研究所「藤原宮木簡一」)同一区。このうち特に本調査区に南接する第24次調査では、本調査と同一層位から三三八点が出土している。

出土木簡の年代については、和銅元年のものが三点あり、また荷札もすべて「郡」表記で、官司名・位階の表記からみても、大宰令施行以後のものと考えられる。内容的に注目すべきものとしては、宮城門号と考えられる「少子部門・建部門」と記すものがあり、藤原宮宮城門号を考える史料となる。官司名では、神祇官、馬寮、内膳司、織部司、造酒司、造兵司、造木曲処に関するもの、また建物の名称として□大殿、南細殿、さらに寺名として大官大寺と記すものも出土している。

SD230はSA175の西約二二mを北流する素掘りの南北溝で、宮東面の内濠に当る。幅約二・五m、深さ約八〇cmで、全長三七mを検出した。堆積土は三層に分れるが、木簡は第三層から二点出土した。SD200は第24次調査で

も検出し、大部分削屑であるが、木簡五七三点が出土している。

なお、第23—5次調査（GATJK—C区 昭和54年3月—4月）において、宮西面外濠のD200から墨痕のある斎串、半円形の板が出土しているが、収録しなかった。

二、凡例

(一) 釈文は出土遺構ごとに掲げ、同一遺構の中では、内容分類によって、文書、付札、その他の順に配列するのを原則とした。

(二) 最上段に出土地点（アルファベット・数字）、次の段に形態を示す型式番号を記した。型式番号は次の通りである。なお本概報では千位の6を省き三桁の数字で表わした。

8011型式 長方形の材。

8015型式 長方形の材の側面に孔を穿ったもの。

8019型式 一端が万頭で、他端は折損・腐蝕などによって

原形の失われたもの。原形は8011・8032・8051型式のいずれかと推定される。

8021型式 小形矩形のもの。

8025型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

8031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

8035型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

8038型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

8050型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、

他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は8031・8035・8038型式のいずれかと推定される。

8051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

8055型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折

損・腐蝕などによって原形の失われたもの。

原形は8038・8051型式のいずれかと推定される。

8061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

8065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

8081型式 折損、割裁、腐蝕その他によって原形の判明し

ないもの。

8091型式 削屑。

(三) 釈文に加えた符号はつぎの通りである。

く、 抹消した字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

■ 抹消により判読困難なもの。

□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□ 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

□□ 記載内容からみて上または下に少くとも一字以上の文字を推定したもの。

「」 異筆、追筆

合 点

・ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

・ 編者が加えた注で疑問の残るもの。

・ 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

(一) 校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

(二) 右以外の校訂注および説明注。

(四) 釈文の出土地点の上に付した*印は、口絵図版に写真を掲げた木簡を示す。*は図版一に、**は図版二に掲げた。

* UB 30 011 ・ 謹略今忽有用蒙故爵

・ 及末嘗欲給恐之謹請 馬寮

* PS 30 081 左右馬寮 神祇官

* PI 29 081 ・ 造兵司解 [麻] [部]

・ 六 [寸五分]

* UD 29 081 ・ 内膳司解供御

・ 御料塩三斗

FE 29 081 織部司解

* PI 29 081 ・ 謹 [包] 造酒司正 麻

・

* UC 29 019 [皇大妃] 宮職解

・ [耳]

* PV 29 019 造木畫蒙 大初位下 [阿]

UE 30 019 ・ 少子ア門衛士

・ 送建了 [門]

UF 29 081 ・ 謹解 万呂飯

・ 得彼受給 八月九日

[便]

PP 30 021 真宮

PO 29 019 真吉

UD 30 081
首 (伯父万呂)

PO 29 081
 .

忌寸万呂

PI 29 019
 刑部

UE 29 019
. 水取連 麻 (呂)

PO 29 081
. 大官大寺

**PI 29 011
. 南細殿

PK 30 039
大殿

UB 29 081
. (呂)評 (呂)
家人雀ア安末呂

UC 29 019
. (官奴)者不奉

UF 29 019 . 薬师 □ □ □ □

□

UD 29 021 . □ □ □ □ □

□ □ 齊食

** UC 29 021 □ [史記] 山田

UD 29 019 . 替正五位下佐従五 □

替正五位下佐従 □ □ 五

PN 20 021 . □ 衛士四人馬人豊 □ 馬

□

PS 29 021 . □ 月 □ 九 日申時 □ □

秦連若麻呂奉 □

** TQ 29 011 . □ □ 多邊 □ □ 比日名 □

□ □ 比日 □ □

□ 銅元年二月七日

PR 29 021 □ □ □ □ □ 和銅元年九月 □

* UC 29 021 . □ □ □ □ □ 和銅元年五 □

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

PJ 29 021 五月廿三 □

UF 29 081 · 六月八日 □□進□□

□□□□□□□□□□

UF 30 081

□□□□□□□□
□□□□^(各)二□_(各)
□□□□□□^(四升八合)各四合

PO 30 081 十一月廿七日

PR 29 081 □□進少初□□

UC 29 011 十二月廿四日

PL 30 081 □□□□^(初位)人芋□□

PI 29 081 □月^(九)侍受□□

□□□□□□□□□□

UC 29 081 · 人黍一兩 桃人一升 菰九

□□大夫

PI 30 081 □□□□□□□□□^(部)
内三 直丁二

UD 29 011 □□□□三斗 布津女

PO 30 081 □□麻里廿□

□□

PN 30 081 □□□□^(下給)買分□□

□

米* UB 29 011 吉備後廿 紀六

UB 30 081 年 備前國大 [備]

UF 29 011 備前國 備道前國勝間田郡

鴨里 田了 羊

UB 30 032 [備前國勝間田郡]

[備前國勝間田郡]

米 UD 30 011 (備前國) 大伯郡長沼里

縣便了加比俵

UD 30 039 備前國 [天備]

PO 29 019 備前國大 [備] 郡

UC 29 081 郡香 [尋] 里 [備] [備]

[備]

PQ 29 081 (備前國) 上道郡長野里

道 道道

米* UF 29 032 備中國下道郡矢田了里春稅五斗

PS 29 039 備 [中國] 淺口郡

UE 29 039 安藝國安藝郡□里

倉荷了□□調[名代]塩三斗

YQ 30 033 淺井□□□里人(近江國)

桑田布西臣□身(船)

PK 30 019 周防國□郡□□□

PR 29 039 □國長郡□□□

□□□麻呂□□□[調]

□□□

米 UB 29 039 參河國波豆郡矢田里白髪了小□□

米 PP 29 031 錦了里身人了支波□□

UD 30 081 又良□郡 大井□里(武藏國)解(田)

一牧(坂)

□面□□□□(山)

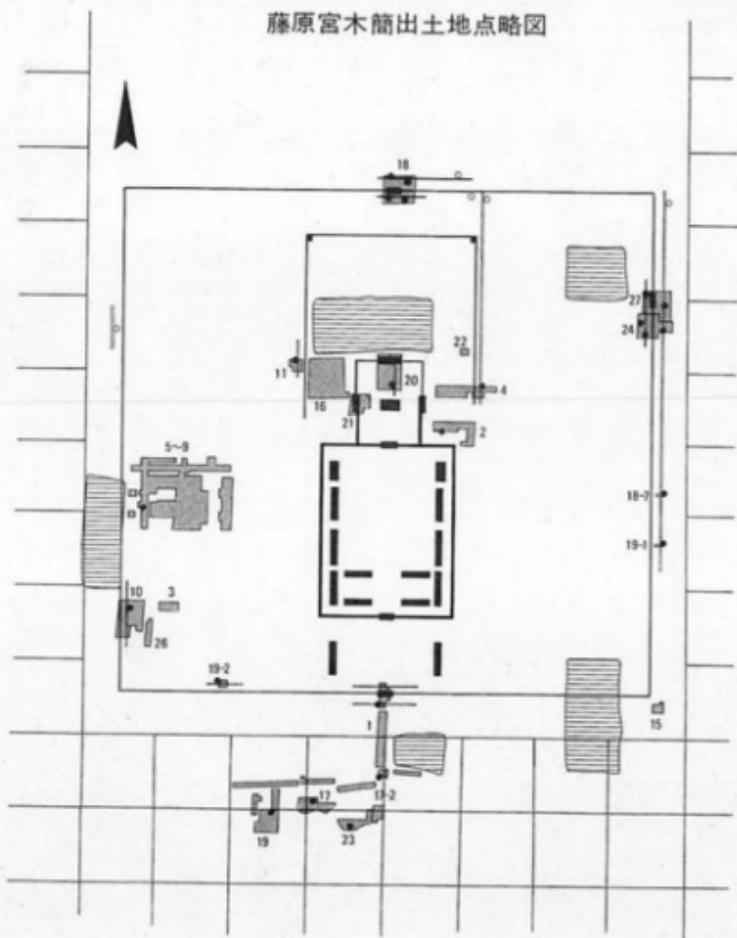
UE 29 032 □□里葛木直□□

米 UD 29 039 津乃里津守連□(摂津國武庫郡)

PK 29 039 □□□大井里人

米 PJ 29 039 伊豆國田方郡□自牟里次了二分調□□(荒)

藤原宮木簡出土地点略図



- 文化財研究所調査
- 奈良県調査
- 数字：調査次数

第27次調査の遺構と木簡の出土状況



3 m間隔の小地区ごとに木簡の出土点数を記す。